

財政健全化法による財政指標について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」）に基づき算定した、平成27年度決算の比率を以下のとおり公表いたします。

【健全化判断比率】

(単位：%)

指 標 名	平成27年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
実質公債費比率	13.4	25.0	35.0
将来負担比率	97.5	350.0	

※ いずれの比率も財政健全化法で定められた基準以下となっています。

○ 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなど、どの団体でも普遍的に行う事業をまとめた「一般会計」の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの
(実質赤字額がないため、「—」と表記しています。)

○ 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算（連結）し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の深刻度を示すもの
(連結実質赤字額がないため、「—」と表記しています。)

○ 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの

○ 将来負担比率

一般会計の借入金や将来支払うことになる可能性のある負担等の、現時点での程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの

【資金不足比率】

(単位 : %)

会 計 名	平成 27 年度決算	経営健全化基準
三戸町国民健康保険直診勘定	—	
三戸中央病院事業特別会計	—	20.0
三戸町営簡易水道事業特別会計	—	
三戸町下水道事業特別会計	—	

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの

(資金不足額がないため、「—」と表記しています。)